

見積徴収基準

(令和4年10月1日改正)

1 適用

本基準は、農政部各課で採用している「設計単価等決定要領」で規定されている見積資料を徴収する場合に適用する。

ただし、この基準により難しい場合は、事前に事業主務課と協議のうえ、別途決定する。

2 徴収する内容及び範囲

徴収する見積資料の内容は、原則として実勢価格を徴収するものとする。

ただし、取引実績又は施工実績がない等特別な事情の場合には販売希望価格及び参考歩掛によることができるものとするが、その採用にあたっては十分に検討して行うこととする。

3 総合見積

建設工事及び調査設計業務等で下記項目に該当する場合には、必要な間接経費を計上した総合見積の徴収が出来るものとする。

- (1) 業務成果物又は工事目的物等は、明確であるが歩掛等が無い場合。
- (2) 施工方法、施工内訳が不明で施工単価、施工歩掛の徴収が出来ない場合。

4 徴収にあたっての注意事項

見積資料は、総合見積の場合を除いて、原則として共通仮設費等の諸経費を含まない金額（直接工事費ベース）で徴収する。

5 見積依頼先の選定

見積依頼先の選定は、見積の種類、内容、対象項目における業者の技術力、過去の実績、工事規模、対象項目の流通経路等を考慮し決定することとする。依頼者数は、次の定めるところによる。

- (1) 原則として、5者以上（営繕工事等は、原則3者以上）とする。なお、徴収する数が多いほど価格の妥当性が向上することから、できる限り数多く徴収するよう努めること。
- (2) 見積想定額（総金額）が工事費等に占める割合が大きい場合又は依頼先が受注業者になりえる場合は、5者以上とする。
- (3) 特許工法等（※）で、取り扱いメーカー、商社数が限定され見積依頼先が限られる場合には、(1)、(2)によらないものとする。

※特許工法・特殊工法や特殊部品などにより徴収する業者が限られる場合を想定している。

6 依頼の方法及び見積期間

- (1) 依頼先が見積内容及び条件を的確に理解できるための必要な資料を添付して公平に依頼しなければならない。
- (2) 見積内容・見積条件を十分理解し、見積資料作成を行うのに必要な期間を設けなければならない。
- (3) 依頼先には、依頼することが直ちに受注につながらないことを明記しなければならない。

7 徴収結果による価格及び歩掛、賃料等の採用方法

- (1) 単価、歩掛及び賃料等は、以下のとおり採用する。
単価：異常値を排除した上で、平均価格（営繕工事等は最低価格）を採用する。
歩掛、賃料等：異常値を排除した上で、平均直下の価格（営繕工事等は最低価格）を採用する。
※異常値とは、直近上下位との差が30%以上あるものをいう。
- (2) 徴収結果において、採用予定価格が明らかに実勢の価格等と乖離していると判断された場合においては、再見積等を行うことができることとする。
- (3) 公表価格でしか見積徴収できない場合等において、見積価格等が明らかに実勢価格等と乖離していると判断された場合のうち類似品目の価格または市況の取引の実態が明確な場合においては、次の式により求めた価格を設計単価として採用することができるものとする。

$$\text{採用価格} = (B / A) \times C$$

A：類似品目の定価又は公表価格

B：類似品目の実取引価格又は物価資料に記載されている実勢価格

C：当該品目の見積徴収額

8 見積費用の計上

見積依頼先には、特に費用等は計上しないものとする。ただし、設計付き見積徴収等の場合で依頼先の負担が大きくなると判断される場合は、主務課と協議のうえ別途計上出来るものとする。

附則

本基準は、平成31年4月1日から適用する。

附則

本基準は、令和4年10月1日から適用する。

なお、令和4年9月30日までに徴収したものは、旧基準を適用する。